

みんなで支える 国民健康保険

国民健康保険(国保)は、病気や怪我をしたときに備え、社会保険に加入できない人が安心して医療を受けられることを保障する医療保険制度です。

加入者が負担する保険税のほかに、国および県からの支出金や市(一般会計)からの繰入金等によって支えられています。

平成30年4月から、滋賀県が国保の運営に関わる新たな制度がはじまりました。

本市の税率水準は県内で低い水準に位置していますが、将来的には県内全市町で同じ水準の保険税率となるよう検討が進められています。



国民健康保険税の税率

区分		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	4年度	5.70%	2.25%	1.77%
	5年度	5.70%	2.25%	1.77%
均等割	4年度	25,100円	10,100円	11,100円
	5年度	25,100円	10,100円	11,100円
平等割	4年度	17,000円	6,900円	5,800円
	5年度	17,000円	6,900円	5,800円
賦課限度額	4年度	650,000円	200,000円	170,000円
	5年度	650,000円	220,000円	170,000円

令和5年度の国民健康保険税

令和4年度の一人当たり医療費は大きく増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や物価の上昇で生活への支障に不安を抱える人が多いことから、前年度繰越金の一部を活用し、税率は据え置くこととしました。

なお、地方税法施行令の改正により賦課限度額(後期高齢者支援金分)が引き上げられます。

国保税の支払いが不安な方へ

軽減制度のご案内

未就学児にかかる均等割額の軽減

子育て世帯の負担軽減のため、未就学児(小学校入学前の子ども)にかかる均等割額の2分の1を減額します。

※7・5・2割の軽減が適用される世帯は、軽減後の均等割額の2分の1を減額します

非自発的失業者にかかる軽減

倒産や解雇などにより離職した65歳未満の人は、国保税が軽減されます。(申請が必要です)

均等割・平等割の軽減

所得が基準額以下の世帯は、下表のように均等割・平等割が軽減されます。

軽減区分	基準額(世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額の合計額)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	43万円+29万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+53.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

※下線部分は、給与所得者等の数が2人以上のときのみ適用します

一人一人の健康管理で医療費を大切に



医療費の増加は保険税の負担増にもつながります。医療費の負担を減らすために、医療機関の適正受診と健康づくりを心がけましょう。

●年1回特定健康診査を受けましょう

40歳以上の被保険者を対象に特定健康診査を実施しています(対象者には5月下旬に通知します)。健診を毎年受診することで、病気の早期発見・早期治療・重症化予防につながります。

●歯科検診を受けましょう

歯の病気は多くの疾患に悪影響を及ぼすことがあり、早期治療が重要です。40、50、60、70歳の被保険者を対象に、節目歯科検診を実施しています。

※詳細はお知らせ版2ページに掲載

●日頃から運動やバランスの良い食生活を心がけ、健康づくりに努めましょう

●かかりつけ医(薬局)を持ちましょう

●緊急時以外の時間外受診は避けましょう

●ジェネリック医薬品を活用しましょう

※体質により、ジェネリック医薬品に変更できない場合がありますので、医師に相談してください

問【国保制度や資格について】

保険年金課 国民健康保険係
TEL551-1807 FAX 553-0250

【国保税の課税について】

税務課 市民税係
TEL551-0106 FAX 551-2010

マイナンバーカード 個人宅出張申請サポート

職員が自宅に訪問し、写真撮影・申請書の記入をサポートします



対象者 高齢の人・介護を受けている人・心身に障がいのある人など
※栗東市に住民登録がある人に限ります

実施期間 5月16日(火)～

実施日時 9:00～16:00(1人15分程度)
※土・日・祝、年末年始を除く

必要書類

通知カード(見本)

- ①通知カードまたは個人番号通知書
- ②運転免許証・運転経歴証明書などの顔写真付きの身分証明書
- ③健康保険証・預金通帳・年金手帳など
※②がない場合は③から2点必要となります
※①、②ともにお持ちでない人は**必ず事前にお知らせください**



申込方法

実施希望日の1週間前までに、電話またはメールでお申込みください。
TEL551-0317
✉sogomadoguchi@city.ritto.lg.jp
※マイナンバーカードの作成には1か月程度かかります。
カードが出来上がりましたら簡易書留で送付します

健康保険証として利用できます

健康保険証として利用するためには、マイナポータルなどでの手続きが必要です。



マイナポータルはこちらから。
スマホからでも申込できます。



休日交付のお知らせ

休日開庁日 5月14日(日)
8:30～12:45

平日延長窓口 5月23日(火)
17:15～19:00

※マイナンバーカードの交付・更新のほかに印鑑登録、住民票等、印鑑登録証明書、戸籍関係証明等の窓口取得が可能です

マイナンバーカードを使ってコンビニで証明書の発行ができます



毎日6:30～23:00まで
ご利用いただけます。
※ただし、システムメンテナンスにより交付を休止する場合があります



市役所窓口よりも**100円**お得に取得できます。



マルチコピー機のある**全国のコンビニ**で使えます。

5月1日・2日のマイナンバーカードに関する一部業務停止について

地方公共団体情報システム機構によるシステム更改作業に伴い、マイナンバーカードに係る一部の手続きが制限されますのでご注意ください。

一部業務の停止期間

5月1日(月)、5月2日(火)の終日

一部停止される業務

- 電子証明書の発行と5年更新
- 転居や氏名変更に伴うマイナンバーカードの変更
- 暗証番号を忘れた際の初期化(暗証番号再設定、暗証番号がわからない場合)
- マイナンバーカードのロック解除(暗証番号を規定回数以上間違えた場合)

実施可能な業務

- マイナンバーカードの申請
 - マイナンバーカードの交付(受取り)
 - 転入に伴うマイナンバーカードの券面の記載事項変更(注)
 - 在留期限延長に伴うマイナンバーカードの有効期間変更(注)
 - マイナンバーカードの一時停止解除(注)
- (注)電子証明書の発行ができませんので、後日来庁してください。



圏総合窓口課 TEL551-0317 FAX 553-0250

栗東100歳大学 第7期生募集

100歳大学は、人生100年時代を健康で、楽しみや生きがいをもって暮らせるヒントが得られる学びの場です。

カリキュラム

基礎科目 健康づくり、生きがいづくり、幸せづくり、福祉の現状、地域の現状など

全30講座

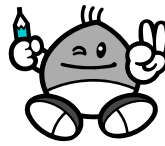
期間 令和5年7月5日(水)～令和6年1月31日(水)
毎週水曜日

時間 10:00～11:30

(パンフレットは市ホームページに掲載。郵送可)

※専攻科目は、基礎科目に関連した市内の各種講座などから選択して受講可

(例)野菜の学校、地域活動体験(地域で活動している各種団体の見学)ほか



対象者 65歳以上の市民
開催場所 コミュニティセンター治田
定員 30人 ※申込先着順
申込み 6月30日(金)までに下記へ
受講料 6,000円(前期3,000円、後期3,000円)
リカレント 卒業後は3年間無料で、年5講座の受講ができます

園長寿福祉課 地域支援係
TEL551-0198 FAX 551-0548



卒業式



栗東市の歴史を学ぶ



災害への対応を学ぶ



ノルディックウォーキングの体験



副市長就任の ごあいさつ

國松康博副市長の後任として、4月1日付けで副市長に就任しました、上山輝幸です。

改めてその職責の重さ、大きさに身の引き締まる思いであります。

滋賀県職員として行政に携わってきた経験や知識を生かし、市長を補佐する中で、「積極的に先を見据えた新たな時代の栗東(まち)づくり」の実現と重要施策の推進や山積する諸課題の解決に向け、また、本市のさらなる発展に全力で取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

■主な経歴

平成7年滋賀県庁に入庁、滋賀県総合企画部県民活動生活課県民活動・協働推進室長、知事公室秘書課長などを歴任

幼稚園・保育所・幼児園の 認定こども園化

本市では、平成15年度より、保育園児も幼稚園児も同じ就学前の子どもとして捉え、子どもの発達に即して保育と教育を一本化する「乳幼児保育の総合化」を行い、一貫した方針による保育教育に取り組んできました。今後に向けて、就学前教育・保育の更なる充実を目指し、公立園の認定こども園への移行などの再編を進めていきます。

認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設です。本市が設置している幼児園と同様、保護者が働いている・いないに関わらず教育保育を一緒(3～5歳児クラス)に受けられます。

令和6年度から、大宝幼稚園を「幼稚園型こ(3歳以上児)、金勝第1幼児園を「幼保連携型こ(0～5歳児)」の認定こども園に移行し、その他の園も段階的に移行を進めます。

民間では、大宝カナリヤ保育園が今年4月に認定こども園に移行しました。

「保育料の仕組み」や「預かり保育等のサービス」は変わりますか？

保育料の仕組みや、教育・保育内容に変更はありません。また、預かり保育やその他のサービス内容に大きな変更はありませんが、詳細については入園案内などお知らせします。

園幼児課 民活等推進係

TEL551-0250

FAX 551-0149

詳細はこちら▶



旧RDエンジンリアレンジ 最終処分場の状況

旧RD最終処分場問題については、令和2年度末の二次対策工事を完了以降、対策工場の効果確認のための環境モニタリングや水処理施設の管理、異地化された敷地の維持管理が実施されています。令和5年2月には、産業廃棄物法に基づく特定支障除去等事業実施計画で定められた目標について達成できたことが確認されました。

■モニタリング調査結果

処分場の浸透水、周辺地下水の水質調査等は定期的に年4回実施されています。昨年10月に令和4年度第3回目の調査が実施され、調査結果はこれまでから横ばいで推移しています。洪水調整池の水質などについては、有害物質について環境基準の超過はありませんでした。

また、硫化水素にかかる敷地境界ガス調査については、全地点で不検出となっています。

■維持管理の状況

敷地内の設備等各所の維持管理については、管理委託業者および県職員による施設の点検、水処理施設の運転調整や監視が継続的に実施されており、異常などは発生していません。

■産業廃棄物法に基づく特定支障除去等事業実施計画で定められた目標の達成状況の確認結果

実施計画に定める以下の目標について、目標が達成されたことが確認されました。

【実施計画の目標】

1. 旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれのないこと。
2. 旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質によって下流地下水が環境基準を超過しないこと。
3. 旧処分場に起因する臭気、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を超過するおそれのないこと。

今後も、周辺自治会との協定に基づき、対策工場の有効性の確認、旧処分場の安定化の確認のため、環境モニタリングなどは継続されます。

※地下水などの利用にあたっては引き続き十分に留意ください

※過去の対策工事業や周辺地下水などの状況、敷地管理情報については、滋賀県ホームページをご覧ください



園市役所 産業廃棄物対策室

TEL551-0469 FAX 551-0148

滋賀県 最終処分場特別対策室

TEL528-3670 FAX 528-4849

栗東市資格取得支援補助金 上限額を引き上げ

求職者非正規雇用者が、就職や正規雇用を目指して資格を取得された場合、費用の一部を補助する資格取得支援補助金について、上限額が5万円から8万円に引き上げられました。

資格の取得には、資格必須の仕事に就くことができる、専門知識や技術が身に就く、体系的に学ぶことで深く理解できる、スキルの証明ができる、企業へのアピールポイントになる、自身の可能性を広げること、自信につながる、などさまざまなメリットがあります。資格を取得して、安定した就労を目指しましょう。

対象者

市内在住で、求職中または非正規雇用の市税を滞納していない人。

対象資格

教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する講座の修了をもって取得する国家資格やそれに準ずる資格(厚生労働省ホームページ「教育訓練給付金制度 検索システム」より検索できます)



検索システム HP

対象経費

資格取得にかかった授業料や教材費、資格などの受験料・登録料

補助金の額

対象経費の2分の1(1,000円未満切り捨て)

※補助額の上限80,000円

※教育訓練給付金や公共職業訓練との併給には、要件や諸注意があります
※補助金申請は、資格取得後です。また、申請にあたり、各証明書や領収書の写しなどが必要です

※詳しくは、市ホームページをご覧ください
※お問い合わせは、下記へご相談ください

園商工観光労政課

労政・就労推進係

TEL 551-0104

FAX 551-0148

道路(里道)や水路の 不法占用はやめましょう！

里道や水路は法定外公共物といい、地域にとって最も身近な公共財産です。

これら施設の除草や泥上げなどの日常管理は地域の皆さんに行っていたりしていますが、個人や法人が無断で独占的に使用されていることが散見されます。敷地への乗り入れに必要な橋の設置などについては、市の許可を得る必要があります。

里道や水路の余り地で個人が農作物を栽培するなど、公平性を欠く行為については許可できませんので、無断使用は直ちに中止し元の状態に戻してください。

本市では、里道・水路の管理や必要な規制などを栗東市法定外公共物管理条例で定めています。占用や工事などの行為に対する許可については市にご相談ください。

園土木交通課

管理・用地係

TEL 551-0292

FAX 552-7000



新型コロナワクチン接種の お知らせ

最新の情報は市ホームページをご覧ください。



■令和5年度のワクチン接種について

新型コロナワクチン接種は、令和6年3月末まで延長となりました。接種費用は無料です。

令和5年春開始接種は5月8日より開始します。対象は初回(1・2回目)接種を終了した5歳以上の人のうち
①65歳以上の人 ②基礎疾患等のある人 ③医療機関・高齢者施設等従事者です。

※令和4年秋開始接種は、5月7日で接種を終了します。令和5年春開始接種の対象でない人が次に接種できるのは、令和5年9月以降となります。初回接種は令和6年3月末まで継続して接種可能です。

■接種券〈令和5年春開始接種〉

4月末より、前回接種から3か月に到達する人へ順次発送しています。



65歳未満で上記②、③に該当する人は市で把握できないため、電子申請やコールセンターなどで申請をしてください。4回目接種の際に申請済みの18歳～59歳の方は申請なく発行します。ただし、接種時に②、③に該当しない場合は対象外となりますが、令和5年秋開始接種の際に接種券を利用できますので大切に保管してください。

また、接種対象者でお手元に接種券をお持ちの方は、引き続き利用できます。紛失や転入の方は、申請が必要となります。

■接種場所と予約方法〈令和5年春開始接種〉

個別接種

市内医療機関で接種の場合は、医療機関へ予約してください。実施医療機関は、ホームページをご確認ください。



個別接種HP

集団接種(アル・プラザ栗東)

5月下旬開始予定(12歳以上の人対象)

集団接種の予約は、予約サイトまたはコールセンターで予約してください。



集団接種HP

※集団接種は規模を大幅に縮小予定ですので、医療機関での接種もご検討ください

※これまで65歳以上の人へ実施していた集団接種の日時指定は今回実施しません。接種を希望する人は、ご自身で予約してください

※個別接種および集団接種で使用するワクチンは、ファイザー(BA.4/5)の予定です。ただし、ファイザー(BA.4/5)の在庫がなくなれば、集団接種ではファイザー(BA.1)を使用予定です(時期未定)

■予約や接種に関する一般的な相談の問合せ

【栗東市新型コロナワクチン接種コールセンター】

TEL 0120-826-567

受付時間 9:00 ~ 17:00 (毎日)

圏健康増進課 ワクチン接種推進室

TEL 554-6155 FAX 554-6156

市民の皆さまへ

市長からのメッセージ



栗東市長
竹村 健

風薫るさわやかな季節となりました。新型コロナウイルス感染症について、3月13日以降、マスク着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本となりました。また、5月8日から感染症法上の位置づけが5類に変更され、感染症対策に関する協力要請などが終了します。

こうしたことから、コロナ禍で制限されていた、各種団体や地域の事業などが戻りつつあります。市民の皆さまには地域で行われる事業に積極的に参加し、地域コミュニティの再形成と地域間のつながりを取り戻していただきたいと思います。さまざまな社会経済文化活動を本格的に再開し、活性化していきましょう！

市長に就任し、はじめて編成した予算がスタートしています。「積極的に先を見据えた新たな時代の栗東(まちづくり)をスローガンに、さまざまな事業を押し進めていきたいと考えています。今後ともご支援ご協力をお願い申し上げます。